

# 訪問看護重要事項説明書

(介護・予防介護保険 医療保険)

2024年6月1日

## 1.概要

### 1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	北柏訪問看護ステーション		
所在地	千葉県柏市柏下265番地		
電話番号	04-7169-8002		
FAX番号	04-7160-1150		
事業所番号	1 2 6 2 1 9 0 0 8 0	(訪問看護・介護予防訪問看護指定番号)	
	2 1 9 0 0 8 0	(指定訪問看護ステーションコード)	
サービス提供地域	柏市全域・我孫子市一部		

### 2) 事業所の職員体制

管理者	1名	(兼看護師)
看護職員	3名以上	
理学療法士	1名以上	
言語聴覚士	1名以上	
作業療法士	1名以上	
事務職員	1名	

### 3) 営業時間・休業日

営業時間	看護師 月曜日～土曜日 (午前9時00分～午後5時00分) リハビリ 月曜日～金曜日 (午前9時00分～午後5時00分)
休業日	日・祝日・年末年始(12/30～1/3)

\*ただし、24時間連絡体制を整えております。

## 2.当事業所の訪問看護の目的と方針

目的	北柏訪問看護ステーション(以下「事業所」とう。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「従業者」という。)が、心身の障害をもつ者、病気療養中の者、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけ医師が訪問看護、介護予防訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
方針	①事業所の従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 ②事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を充分尊重し常に利用者の立場にたってサービスの提供に努めるものとする。更に関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図る。 ③事業所は、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するように、その療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。 ④事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研究を実施する等の措置を講じるものとする。

### 3.サービス内容

#### ① サービス区分

介護予防保険	要支援 1、2
介護保険	要介護 1、2、3、4、5
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者や要支援者以外の方</li> <li>・ 要介護者や要支援者であっても厚生労働大臣が定める疾病等の方</li> <li>・ 急性憎悪等により特別訪問看護指示書の交付を受けた方</li> <li>・ 精神科訪問看護</li> </ul>

#### ② サービス内容

**\*ご利用者の主治医の指示にて訪問します。**

病状および障害の観察(血圧、脈拍、体温など)
身体の清潔、床ずれの予防、排泄ケア
リハビリテーション
食事ケア、水分・栄養管理、排泄等日常生活のケア
看護、介護相談(家族などの介護者の支援)
認知症の看護
チューブ類の管理、創部処置
ターミナルケア
精神障害の看護
認知症ケア
その他医師の指示による医療処置

③ 訪問者は事業者の業務の調整により決定します。 特定の者を指定することは、出来ません。

### 4.サービス内容に関する苦情

#### 1) ご利用者相談・苦情担当

私共の訪問看護に関するご相談・苦情およびサービス計画に基づいてご提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当責任者	所長 鈴木 美和子
電話	04-7169-8002
相談時間	9:00~17:00

#### 2) 私共以外に、市等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

\*各担当課へご相談下さい。

	連絡先	電話
柏市在住	柏市役所 (高齢者支援課)	04-7167-1111
我孫子市 在住	我孫子市役所 (高齢者支援課)	04-7185-1111
千葉県国民健康保険団体連合会 (介護保険 苦情処理窓口)		043-254-7428

## 5.事故処理

- ① 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存します。
- ③ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 6.緊急時等における対応方法

- ① 看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護の実施中に、利用者の病状に急変及びその他の緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。
- ② 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。
- ③ 看護師以外の従業者(理学療法士等・事務職員)が、緊急の相談電話連絡を受けた場合はマニュアルに沿って聴取し、管理者及び看護師に速やかに連絡します。

## 7.虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため下記に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止責任者を選定しています。【責任者:鈴木 美和子】
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

## 8.衛生管理

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように下記に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための方針を整備をします。
- ③ 事業所においては、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的開催します。

## 9.業務継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ③ 訪問が困難になった場合、電話又はその他の通信機器を利用して利用者の安全と必要なケアが提供できるように計画を立てます。
- ④ 感染症や非常災害において、緊急を要する利用者様を優先とし、訪問の日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

## 10.身体拘束等の禁止

事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録します。

## 11.ハラスメント防止について

事業者は、現場での働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為は組織として許容しません。
  - ・身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがられ行為(上記は当該従業者、サービス関係者、ご利用者及びその家族等が対象)
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等をもとに即座に対応し、再発防止会議等により同時事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
  - ・従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等実施し、定期的に話し合いの場を設け現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
  - ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 12.個人情報保護・守秘義務について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な利扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密の保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で亡くなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者またその利用者の家から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またその利用者家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります)

## 13.認知症ケア

当事業所は、利用者の認知症ケアのため、次の措置を講じます。

- ① 当事業所の全従業者へ、認知症ケアに関する研修を定期的実施します。また認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的として実施します。
- ② 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、チームケアを統一することで認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行います。
- ③ パーソン・センタード・ケア(いつでも、どこでも、その人らしく)本人の自由意志を尊重したケアを実践します。

## 14.支払い方法

支払い方法は、下記4つよりお選びください。

- ① 現金支配い(訪問時に、ご集金いたします)
- ② ゆうちょ銀行引き落とし(引き落とし手数料は当ステーションで負担いたします)  
ただし、引き落としお手続きが完了するまでの間は、現金集金とさせていただきます。
- ③ ご利用者様の銀行口座からの引き落とし(引き落とし手数料は当ステーションで負担いたします)  
ただし、引き落としお手続きが完了するまで3ヶ月程度お時間がかかります。  
それまでの間は、現金集金とさせていただきます。
- ④ 北柏訪問看護ステーション指定口座振込み  
(振込み手数料はご利用者様のご負担とさせていただきます。)

## 15.その他

- ① 事業所は、看護学生・リハビリの学生・医学生・研修医等の臨地実習、研修受け入れとして協力しています。看護・医学の教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。また、臨地実習・研修を通して知り得た利用者及び利用者のご家族の方々に関する情報について他者にもらすことのないようにプライバシー保護を厳守します。
- ② 訪問には自動車を使用しているため、交通事情等で訪問時刻が前後する場合があります。また、交通法規上、駐車場の確保をお願いしております。
- ③ 駐車場の確保が出来ない場合は、近隣にある有料駐車場を利用させていただきます。その際の駐車場代は、ご利用者様のご負担とさせていただきます。(医療保険での利用者のみ)但し、営業エリア外のご利用者様の場合は介護保険の方もご負担となります。
- ④ 理学療法士等は、担当制の為、学会・研修又は夏季休暇は訪問を休ませていただきます。
- ⑤ サービス時間内に、飲酒・喫煙の行為があった場合は、その日のサービスは中断いたします。
- ⑥ 感染防止の為、看護師等の手洗い・うがいの為洗面所等を使います。
- ⑦ 贈り物や飲食等のもてなしは、お断りしています。お気遣いのないようお願いします。

\*1単位 10.42円

\*介護保険法改正等に変更する場合があります。

5.利用料金

1) 介護保険を利用する場合

<p>訪問看護 I 1</p> <p>314 単位 327円 (1割負担) 654円 (2割負担) 981円 (3割負担)</p> <p>予防訪問看護 I 1</p> <p>303 単位 315円 (1割負担) 631円 (2割負担) 947円 (3割負担)</p>	<p>20分未満</p>
<p>訪問看護 I 2</p> <p>471 単位 490円 (1割負担) 981円 (2割負担) 1,472円 (3割負担)</p> <p>予防訪問看護 I 2</p> <p>451 単位 469円 (1割負担) 939円 (2割負担) 1,409円 (3割負担)</p>	<p>30分未満</p>
<p>訪問看護 I 3</p> <p>823 単位 857円 (1割負担) 1,715円 (2割負担) 2,572円 (3割負担)</p> <p>予防訪問看護 I 3</p> <p>794 単位 827円 (1割負担) 1,654円 (2割負担) 2,482円 (3割負担)</p>	<p>30分以上1時間未満</p>
<p>訪問看護 I 4</p> <p>1,128 単位 1,175 (1割負担) 2,350円 (2割負担) 3,526円 (3割負担)</p> <p>予防訪問看護 I 4</p> <p>1,090 単位 1,135円 (1割負担) 2,271円 (2割負担) 3,407円 (3割負担)</p>	<p>1時間以上1時間30分未満</p>
<p>訪問看護 I 5 (理学療法士等のリハビリ)</p> <p>294 単位 306円 (1割負担) 612円 (2割負担) 919円 (3割負担)</p>	<p>要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下、理学療法士)が指定訪問看護を提供する場合は 訪問看護計画書および訪問看護報告書は看護師(准看護師は除く)と理学療法士等が連携し作成すること。 具体的には、訪問看護計画書には理学療法士等が提供するものを含め訪問看護な内容を一体的に 記載するとともに訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士等が提供した 指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。 *理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問回数が看護職員の回数を超えている場合又は特定の加算を 算定していない場合(8単位/1回 減算)</p> <p>①1回あたり20分(1週間に6回を限度) ②1日に3回以上の場合、所定単位週の90%</p>
<p>予防訪問看護 I 5 (理学療法士等のリハビリ)</p> <p>284 単位 295円 (1割負担) 591円 (2割負担) 887円 (3割負担)</p>	<p>要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下、理学療法士)が指定訪問看護を提供する場合は 訪問看護計画書および訪問看護報告書は看護師(准看護師は除く)と理学療法士等が連携し作成すること。 具体的には、訪問看護計画書には理学療法士等が提供するものを含め訪問看護な内容を一体的に 記載するとともに訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士等が提供した 指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。 *理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問回数が看護職員の回数を超えている場合又は特定の加算を 算定していない場合(8単位/1回 減算)</p> <p>①1回あたり20分(1週間に6回を限度) ②1日に3回以上の場合、所定単位週の50% ③利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に 介護予防訪問看護を行った場合、所定単位数から1回につき 5単位を減算また上記の*の減算を算定している場合は15単位/1回減算</p>

特別管理加算(Ⅰ)	500 単位 521円 (1割負担) 1,042円 (2割負担) 1,563円 (3割負担)	特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護師が計画的に管理を行うことにより算定 厚生労働大臣が定める区分に応じて加算を算定 イ(9ページ参照)
特別管理加算(Ⅱ)	250 単位 261円 (1割負担) 521円 (2割負担) 781円 (3割負担)	特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護師が計画的に管理を行うことにより算定 厚生労働大臣が定める区分に応じて加算を算定 ロ～ホ(9ページ参照)
退院時共同指導加算	600 単位 625円 (1割負担) 1,250円 (2割負担) 1,875円 (3割負担)	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療医院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師は除く。)が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療医院の主治医その他従業者と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り所定単位数を加算 *医療保険において算定する場合や初回加算(300単位/月)を算定する場合は算定できない
初回加算(Ⅰ)	350 単位 364円 (1割負担) 729円 (2割負担) 1,094円 (3割負担)	新規に訪問看護計画を作成し利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は算定している場合は算定しない。 (初回の訪問看護を行った月に算定) *退院時共同指導加算を算定する場合は算定できない
初回加算(Ⅱ)	300 単位 312円 (1割負担) 625円 (2割負担) 937円 (3割負担)	新規に訪問看護計画を作成し利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない、 (初回の訪問看護を行った月に算定) *退院時共同指導加算を算定する場合は算定できない
長時間訪問看護加算	300 単位 312円/回 (1割負担) 625円/回 (2割負担) 937円/回 (3割負担)	特別な管理を必要とする利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合 (1時間以上1時間30分未満)に加算
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	254単位/回(30分以内) 264円 (1割負担) 529円 (2割負担) 794円 (3割負担) 402単位/回(30分以上) 418円 (1割負担) 837円 (2割負担) 1,256円 (3割負担)	同時に、2人の看護師等が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合。 ①利用者の身体的理由により一人の看護師等により困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められた場合

複数名訪問看護加算(Ⅱ)	201単位/回(30分以内) 209円(1割負担) 418円(2割負担) 628円(3割負担)  317単位/回(30分以上) 330円(1割負担) 660円(2割負担) 990円(3割負担)	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合。  看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)の他、居室内の環境整備 看護用品及消耗品の整理整頓といった看護業務の補助を行う者のことを想定しており、資格は問わない。秘密保持や医療安全等の観点から訪問看護事業所に雇用されていることが必要である。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位 6円(1割負担) 12円(2割負担) 18円(3割負担)	看護師等の総数のうち勤続年数が7年以上の者の占める割合が30%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3 単位 3円(1割負担) 6円(2割負担) 9円(3割負担)	看護師等の総数のうち勤続年数が3年以上の者の占める割合が30%以上
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600 単位 625円(1割負担) 1,250円(2割負担) 1,857円(3割負担)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であること。 ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 *1月以内に2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できる。
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574 単位 598円(1割負担) 1,196円(2割負担) 1,794円(3割負担)	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の①に該当するものであること。  *1月以内に2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できる。
ターミナルケア加算	2,500単位/当該月  2,605円(1割負担) 5,210円(2割負担) 7,815円(3割負担)	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者【末期の悪性腫瘍、その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る】に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合。 (ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)  *医療保険においてターミナルケア加算を算定する場合は、算定対象外
看護体制強化加算(Ⅰ)	550 単位 573円(1割負担) 1,146円(2割負担) 1,719円(3割負担)	算定日が属する月の前、6月間において指定訪問看護事業所における利用者の総数の占める割合が下記であること。 ①緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上 ②特別管理加算を算定して利用者の占め割合が20%以上 ③ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上 ④訪問看護の提供にあたる従事者の総数に占める割合が6割以上であること
看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位 208円(1割負担) 416円(2割負担) 625円(3割負担)	算定日が属する月の前、6月間において指定訪問看護事業所における利用者の総数の占める割合が下記であること。 ①緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上 ②特別管理加算を算定して利用者の占め割合が20%以上 ③ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上 ④訪問看護の提供にあたる従事者の総数に占める割合が6割以上であること

<p>看護体制強化加算 &lt;予防&gt;</p>	<p>100 単位 104円 (1割負担) 208円 (2割負担) 312円 (3割負担)</p>	<p>算定日が属する月の前、6月間において指定訪問看護事業所における利用者の総数の占める割合が下記であること。 ①緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上 ②特別管理加算を算定して利用者の占め割合が20%以上 ③訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の総数が6割以上であること</p>
<p>口腔連携強化加算</p>	<p>50 単位 52円 (1割負担) 104円 (2割負担) 156円 (3割負担)</p>	<p>①事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り所定単位数を加算する。  事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該従業者からの相談等に対する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p>

\*基本料金に対してサービス提供開始時間が下記の場合、割増となります。

早朝(午前6時～午前8時)帯	25%増
夜間(午後6時～午後10時)帯	25%増
深夜(午後10時～午前6時)帯	50%増

## 2) 保険外(自費)

<p>1時間30分を超える 訪問看護</p>	<p>1,000円 (30分毎に)</p>	<p>特別管理加算の対象者以外に対し、1回の時間が1時間30分以上の訪問看護を行った場合</p>
<p>駐車場代</p>	<p>実費</p>	<p>駐車場が確保できなく、近隣の有料駐車場を使用した場合(通常サービス地域以外の場合)</p>
<p>交通費</p>	<p>50円 (税別)</p>	<p>1km毎(片道分)柏・我孫子市一部を除く</p>
<p>死後の処置</p>	<p>15,000円(税別)</p>	
<p>日常生活上必要な物品</p>	<p>実費</p>	

## \*特別管理加算の対象者

### 特別管理加算（Ⅰ）

- イ ・ 在宅麻酔薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者  
または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

### 特別管理加算（Ⅱ）

- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・ 在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・ 在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ ・ 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ニ ・ 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

\*診療報酬改正等で変更する場合があります。

\*ご加入保険の負担割合(1割・2割・3割)を乗じた金額がご負担となります。

#### 4) 医療保険を利用する場合

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	(保健師・助産師) 5,550円 (看護師) 5,050円 (准看護師)	1日につき (週3日目まで)
//	(保健師・助産師) 6,550円 (看護師等) 6,050円 (准看護師)	// (週4日目以降)
//	(理学療法士・作業療法士) 5,550円 (言語聴覚士)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア 褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び 人工膀胱ケアに係る専門の研修を 受けた看護師による場合	12,850円 月1回を限度	悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を超える褥瘡の 状態にある利用者又は人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚のびらん等皮膚障害 若しくは振興肛門、人口膀胱その他の合併症を有する者に対してそれらの者の 主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき緩和ケア 褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアの専門の研修を受けた看護師と 共同して指定訪問看護を行った場合
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) 同一日に2人	(保健師・助産師) 5,550円 (看護師) 5,050円 (准看護師)	週3日目まで
//	(保健師・助産師) 6,550円 (看護師) 6,050円 (准看護師)	週4日目以降
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) 同一日に3人以上	(保健師・助産師) 2,780円 (看護師) 2,530円 (准看護師)	週3日目まで
//	(保健師・助産師) 3,280円 (看護師) 3,030円 (准看護師)	週4日目以降
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一日に2人 同一日に3人以上	(理学療法士・作業療法士) 5,550円 (言語聴覚士) 2,780円	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (*試験外泊時の訪問看護)	8,500円	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者で、下記の①~③に当て はまる者に対して訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき 入院中1回に限り算定。①及び②については、2回に限り算定  ①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照) ③在宅療養に備えた一時的な外泊時にあたり、訪問看護が必要 であると認められた者  *管理療養費は請求しません。
難病等複数回訪問看護加算 (2回)	4,500円 (同一建物内1人又は2人)  4,000円 (同一建物内3人以上)	①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照) 特別訪問看護指示書期間の利用者
難病等複数回訪問看護加算 (3回以上)	8,000円 (同一建物内1人又は2人)  7,200円 (同一建物内3人以上)	①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照) 特別訪問看護指示書期間の利用者
管理療養費(月の初日の訪問)	13,230円  10,030円  8,700円  7,670円	イ 機能強化型訪問看護管理療養費1  ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2  ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3  ニ イからハまで以外の場合

管理療養費 (2日目以降1日につき)	3,000円 イ	① 特定診療の施設基準等別表第7号に掲げる疾病等の者及び 特定診療の施設基準等別表第8号に掲げる者に対する訪問看護について 相当な実績を有すること  ② 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度 による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上であること
	2,500円 □	① 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者である ものが占める割合が7割以上であること又は当該割合が7割未満であって 上記の①若しくは②のいずれにも該当しないこと

### <理学療法士等の訪問看護>

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者について、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は理学療法士等が提供する内容についても一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士等が連携し作成すること。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書作成にあたっては、訪問看護の利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を含むこと。

24時間対応体制加算	6,800円 月1回を限度	24時間対応体制加算は、利用者・家族等から電話等により、看護に関する意見を求められた場合に、常に対応できる体制であって、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を、必要に応じて行うことができる体制であること 当該利用者について他のステーションが24時間対応体制加算を算定している場合は算定しない  * 24時間対応体制における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること
	6,520円	24時間対応体制加算を算定する訪問看護ステーションにあっては、その定める営業日以外の日及び営業時間以外の時間において、利用者又はその家族等から電話等による連絡及び相談が直接受けられる体制が整備されていること なお、当該訪問看護ステーション以外の施設又は従業者を経由するような連絡体制に係る連絡相談体制及び訪問看護ステーション以外の者が所有する電話を連絡先とすることは認められないこと
緊急訪問看護加算	2,650円 (月14日目まで)	利用者・家族等の求めに応じ診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合 いずれかを算定
	2,000円 (月15日以降)	
特別管理加算	5,000円 月1回を限度	特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護師が計画的に管理を行うことにより算定  特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる疾病等の利用者C ① (16ページ参照)
	2,500円 月1回を限度	特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護師が計画的に管理を行うことにより算定  特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる疾病等の利用者C ②～⑤ (16ページ参照)
乳幼児加算	1,800円 1日につき	6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が訪問した場合 但し、下記の厚生労働大臣が定める者 ① 超重症児又は準超重症児 ② 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者 ③ 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
	1,300円 1日につき	6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が訪問した場合 上記の①・②・③以外の場合

夜間・早朝訪問看護加算	2,100円 1日につき	夜間 (午後6時～午後10時までの時間) 早朝 (午前6時～午前8時までの時間)
深夜訪問看護加算	4,200円 1日につき	深夜 (午後10時～翌朝6時までの時間)
訪問看護情報提供療養費1 (他の訪問看護ステーションが算定している場合は算定不可)	1,500円 月1回を限度	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て、利用者の居住地域を管轄する市町村若しくは都道府県又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に規定する指定障害児童相談支援事業者(以下「特定指定相談支援事業者等」という)に対して、市町村等又は当該指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合  ①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照) ③18歳未満の児童 ④ 精神障害を有する者
訪問看護情報提供療養費2 (他の訪問看護ステーションが算定している場合は算定不可)	1,500円 月1回を限度	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、児童福祉法に規定する保育所又は学校教育法に規定する学校(大学を除く)等(以下「学校等」という。)への通園又は通学する利用者について訪問看護ステーションが当該利用者の同意を得て当該学校等からの求めに応じて指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合。 *各年度1回を限度 *入園若しくは入学又は転園若しくは転学により当該学校にも初めて在籍することとなる月については、当該保育所等につき月1回に限り別に算定可。 *当該利用者にたいする医療的ケアの実施方法等を変更した月については当該月1回に限り算定可 ①18歳未満の超重症児又は準重症児 ②18歳未満の児童であって、特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ③18歳未満の児童であって、特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる利用者C (16ページ参照)
訪問看護情報提供療養費3 (他の訪問看護ステーションが算定している場合は算定不可)	1,500円 月1回を限度	保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合
退院時共同指導加算	8,000円 月1回を限度  ①、②の利用者については月2回を限度	病院、診療所または介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに看護師等が療養上の指導を行った場合に算定  ①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照)  (医療従事者等による実施されるカンファレンス等についてはビデオ通話が可能な機器を用いて対面によらない方法でも可)
特別管理指導加算 *退院時共同指導を行った場合加算	2,000円 月1回を限度	退院後、特別な管理が必要な利用者に対して、在宅医療を担う医療機関の保険医、若しくは当該保険医の指示を受けた看護師または訪問看護ステーションの看護師が、退院時共同指導を行った場合の加算  特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照)

退院支援指導加算	6,000円	末期の悪性腫瘍等の利用者および特別な管理が必要な利用者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合。ただし、退院日以降初回の訪問看護が行われる前に患者が死亡した場合に限り死亡日に算定可能 ①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照) ③診療に基づき、退院当日の訪問が必要であると認めたる者
	8,400円	上記に該当する者で、長時間の訪問を要する者に対して必要な指導を行った場合にあっては、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る
複数名訪問看護加算 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上  同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上  別に厚生労働大臣が定める場合を除く 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上  1日1回の場合 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上  1日2回の場合 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上  1日に3回以上の場合 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上	イ 4,500円 4,000円 保健師・看護師・理学療法士 作業療法士及び言語聴覚士と同時に 指定訪問看護を行う場合 (週1日を限度)	同時に複数の看護師等又は看護補助者による指定訪問看護が必要な者として1人の看護師等による指定訪問看護が困難な場合の利用者であって下記のいずれかに該当するもの ①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照) ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ⑤利用者の身体理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者(看護補助者の場合に限る。) ⑥その他利用者の状況等から判断して、①から⑤のいずれかに準ずると認められた者(看護補助者の場合に限る。)  指定訪問看護を行う看護職員と同時に看護補助職員による指定訪問看護を行った場合 ①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B (15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C (16ページ参照) ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 (16ページ参照)
	ロ 3,800円 3,400円 准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合 (週1日を限度)	
	ハ 3,000円 2,700円 看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合 (週3日を限度)	
	ニ (1)3,000円 2,700円	
	(2)6,000円 5,400円 (3)10,000円 9,000円	
長時間訪問看護加算	5,200円 (90分以上) ①、② 週1日を限度 ③、④ 週3日を限度	①特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる疾病等の利用者C (16ページ参照) ②特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ③15歳未満の超重症児又は準超重症児 ④15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者
看護・介護職員連携強化加算	2,500円 月1回を限度	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻栄養(以下「喀痰吸引等」という。)を必要とする利用者に対して訪問看護ステーションの看護職員が、喀痰吸引等を行う介護職員に対し、利用者の病態の変化に応じて医師の指示の下、支援、連携した場合。

在宅患者連携指導加算	3,000円 月1回を限度	利用者またはその家族の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により、月2回以上情報共有を行い、看護師等が、それを踏まえた療養上の指導を行った場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円 月2回を限度	利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴い、利用者に対する診療等を行う医療機関関係職種等と居宅介護支援事業者の介護支援専門員若しくは相談支援専門員が共同でカンファレンスを行う事によりより適切な方針を立てて療養上必要な指導を行った場合 (医療従事者等による実施されるカンファレンス等については、ビデオ通話が可能な機器を用いて対面によらない方法でも可)
専門管理加算	2,500円 1月につき	①緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ②特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円	在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。)に対してその主治医の指示により、その死亡日及び死亡部前14日以内に2回以上指定訪問看護(退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む)を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族等に対して説明をしている。
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後24時間以内に特別養護老人ホーム以外で死亡した者を含み看取り介護加算を算定している利用者に限る。)に対して、その主治医によりその死亡日及び死亡部前14日以内に2回以上指訪問看護(退院支援指導加算算定に係る療養上必要な指導を含む)を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族等に対して説明をしている。
遠隔死亡診断補助加算	1,500円 1回につき	医師が行う死亡診断等についてICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助をおこなった場合、所定額に加算する。
訪問看護尾医療DX情報活用加算	50円 月1回に限り	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が健康保険法第3条13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合  ① 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること  ② 健康保険法第3条13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること  ③ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること  ④ ③の掲示について、原則としてウェブサイトに掲載していること (④は2024年7月31日までの間 経過措置)
訪問看護ベースアップ評価料(I)	780円 月1回に限り	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合*区分番号02の1(訪問看護管理療養費)を算定している利用者

## 5) 保険外(自費)

休日訪問加算	1,500円	30分毎
1時間30分を超える訪問看護	1,000円(30分毎に)	<p>下記以外の利用者に対し、1時間30分を超える訪問看護を行った場合</p> <p>①特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる疾病等の利用者C (16ページ参照)</p> <p>②特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者</p> <p>③15歳未満の超重症児又は準超重症児</p> <p>④15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者</p>
駐車場代	実費	駐車場が確保できなく、近隣の有料駐車場を使用した場合
交通費	50円(税別)	1km毎(片道分)柏・我孫子市一部を除く
死後の処置	15,000円(税別)	
日常生活上必要な物品	実費	

### \*特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ①末期の悪性腫瘍      | ⑪プリオン病          |
| ②多発性硬化症       | ⑫亜急性硬化性全脳炎      |
| ③重症筋無力症       | ⑬ライソゾーム病        |
| ④スモン          | ⑭副腎白質ジストロフィー    |
| ⑤筋萎縮性側索硬化症    | ⑮脊髄性筋萎縮症        |
| ⑥脊髄小脳変性症      | ⑯球脊髄性筋萎縮症       |
| ⑦ハンチントン病      | ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎  |
| ⑧進行性筋ジストロフィー症 | ⑱後天性免疫不全症候群     |
| ⑨パーキンソン病関連疾患  | ⑲頸髄損傷           |
| ⑩多系統萎縮症       | ⑳人工呼吸器を使用している状態 |

**\*特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる疾病等の利用者C**

- ①在宅麻酔薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与管理  
もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者  
または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理
  - 在宅血液透析指導管理
  - 在宅酸素療法指導管理
  - 在宅中心静脈栄養法指導管理
  - 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
  - 在宅自己導尿指導管理
  - 在宅人工呼吸指導管理
  - 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
  - 在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ④真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

## 精神科訪問看護

<b>精神科訪問看護 基本療養費(Ⅰ)</b> (訪問看護記録書、訪問看護報告書及び訪問看護療養費明細書に当該月の最初の訪問看護時にGAF尺度により判定した日を記載)	5,550円 4,250円	精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービス提供をした場合 週3日目まで 30分以上の場合(保健師・看護師・作業療法士) 週3日目まで 30分未満の場合(保健師・看護師・作業療法士)
	週3日を算定 5,050円 3,870円	週3日目まで 30分以上の場合(准看護師) 週3日目まで 30分未満の場合(准看護師)
当該利用者の退院後、3月以内の期間において行われている場合は週5日を限度	6,550円 5,100円	週4日目以降 30分以上の場合(保健師・看護師・作業療法士) 週4日目以降 30分未満の場合(保健師・看護師・作業療法士)
	6,050円 4,720円	週4日目以降 30分以上の場合(准看護師) 週4日目以降 30分未満の場合(准看護師)
<b>精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ)</b> (訪問看護記録書、訪問看護報告書及び訪問看護療養費明細書に当該月の最初の訪問看護時にGAF尺度により判定した日を記載)	5,550円(同一日に2人まで) 4,250円(＃)	同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを提供した場合の療養費 週3日目まで 30分以上の場合(保健師・看護師・作業療法士) 週3日目まで 30分未満の場合(保健師・看護師・作業療法士)
	5,050円(同一日に2人まで) 3,870円(＃)	
	6,550円(同一日に2人まで) 5,100円(＃)	週4日目以降 30分以上の場合(保健師・看護師・作業療法士) 週4日目以降 30分未満の場合(保健師・看護師・作業療法士)
	6,050円(同一日に2人まで) 4,720円(＃)	週4日目以降 30分以上の場合(准看護師) 週4日目以降 30分未満の場合(准看護師)
	2,780円(同一日に3人以上) 2,130円(＃)	週3日目まで 30分以上の場合(保健師・看護師・作業療法士) 週3日目まで 30分未満の場合(保健師・看護師・作業療法士)
	2,530円(同一日に3人以上) 1,940円(＃)	週3日目まで 30分以上の場合(准看護師) 週3日目まで 30分未満の場合(准看護師)
	3,280円(同一日に3人以上) 2,550円(＃)	週4日目以降 30分以上の場合(保健師・看護師・作業療法士) 週4日目以降 30分未満の場合(保健師・看護師・作業療法士)
	3,030円(同一日に3人以上) 2,360円(＃)	週4日目以降 30分以上の場合(准看護師) 週4日目以降 30分未満の場合(准看護師)
<b>精神科訪問看護 基本療養費(Ⅳ)</b> (*試験外泊時の精神科訪問看護)	8,500円	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者で、下記の①～③に当てはまる者に対して精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画に基づき入院中1回に限り算定。①及び②については、2回に限り算定 ①特掲診療料の施設基準特別表第七に掲げる疾病等の利用者B(15ページ参照) ②特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる者の利用者C(16ページ参照) ③在宅療養に備えた一時的な外泊時にあたり、訪問看護が必要であると認められた者
<b>管理療養費(月の初日の訪問)</b>	13,230円 10,030円 8,700円 7,640円	イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 ニ イからハまで以外の場合

精神科管理療養費 (2日目以降1日につき)	3,000円 イ	① 特定診療の施設基準等別表第7号に掲げる疾病等の者及び 特定診療の施設基準等別表第8号に掲げる者に対する訪問看護について 相当な実績を有すること  ② 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度 による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上であること
	2,500円 □	① 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者である ものが占める割合が7割以上であること又は当該割合が7割未満であって 上記の①若しくは②のいずれにも該当しないこと
24時間対応体制加算	6,800円 月1回を限度	24時間対応体制加算は、利用者・家族等から電話等により、看護に 関する意見を求められた場合に、常に対応できる体制であって、計画的に 訪問することとなっていない緊急時訪問を、必要に応じて行うことができる 体制であること 当該利用者について他のステーションが24時間対応体制加算を算定している 場合は算定しない  * 24時間対応体制における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等 の体制が整備されていること
	6,520円	24時間対応体制加算を算定する訪問看護ステーションにあつては、その定める 営業日以外の日及び営業時間以外の時間において、利用者又はその家族等から 電話等による連絡及び相談が直接受けられる体制が整備されていること なお、当該訪問看護ステーション以外の施設又は従業者を経由するような 連絡体制に係る連絡相談体制及び訪問看護ステーション以外の者が所有する 電話を連絡先とするとは認められないこと
精神科緊急訪問看護加算	2,650円 (月14日目まで)	利用者・家族等の求めに応じ診療所または在宅療養支援病院の 主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合 いずれかを算定
	2,000円 (月15日以降)	
長時間精神科訪問看護加算	5,200円 (90分以上) ①、② 週1日を限度  ③、④ 週3日を限度	①特掲診療料の施設基準特別表第八に掲げる疾病等の利用者C (11ページ参照) ②特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者  ③15歳未満の超重症児又は準超重症児  ④15歳未満の小児であつて、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円 1日につき	夜間 (午後6時～午後10時までの時間)  早朝 (午前6時～午前8時までの時間)
深夜訪問看護加算	4,200円 1日につき	深夜 (午後10時～翌朝6時までの時間)
精神科複数回訪問加算	4,500円 1日につき	1日に2回の場合
	8,000円 1日につき	1日に3回以上の場合
複数名精神科訪問看護加算 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上	イ 4,500円 4,000円 保健師・看護師・理学療法士 作業療法士及び言語聴覚士と同時に 指定訪問看護を行う場合 (週1日を限度)	同時に複数の看護師等又は看護補助者による指定訪問看護が必要な者として 1人の看護師等による指定訪問看護が困難な場合の利用者であつて 下記のいずれかに該当するもの
同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上	□ 3,800円 3,400円 准看護師と同時に指定訪問看護を 行う場合 (週1日を限度)	

別に厚生労働大臣が定める場合を除く 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上	ハ 3,000円 2,700円 看護補助者と同時に指定訪問看護を 行う場合 (週3日を限度)	
1日1回の場合 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上 1日2回の場合 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上 1日に3回以上の場合 同一建物内1人又は2人 同一建物内3人以上	ニ (1)3,000円 2,700円 (2)6,000円 5,400円 (3)10,000円 9,000円	指定訪問看護を行う看護職員と同時に看護補助職員による指定訪問看護を行った場合

当事業所は、訪問看護提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて  
上記重要事項を説明しました。

事業所 年 月 日

住所： 千葉県柏市柏下265番地

事業者名： 医療法人社団 天宣会

事業所名： 北柏訪問看護ステーション

(介護保険事業所番号: 1262190080)  
(医療保険事業所番号: 2190080)

代表者： 理事長 西浦 天宣

説明者： 氏名

私は、本書面に基づいて事業所から上記重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者

住所：

氏名：

利用者の家族又は代理人

住所：

氏名：

(続柄 )